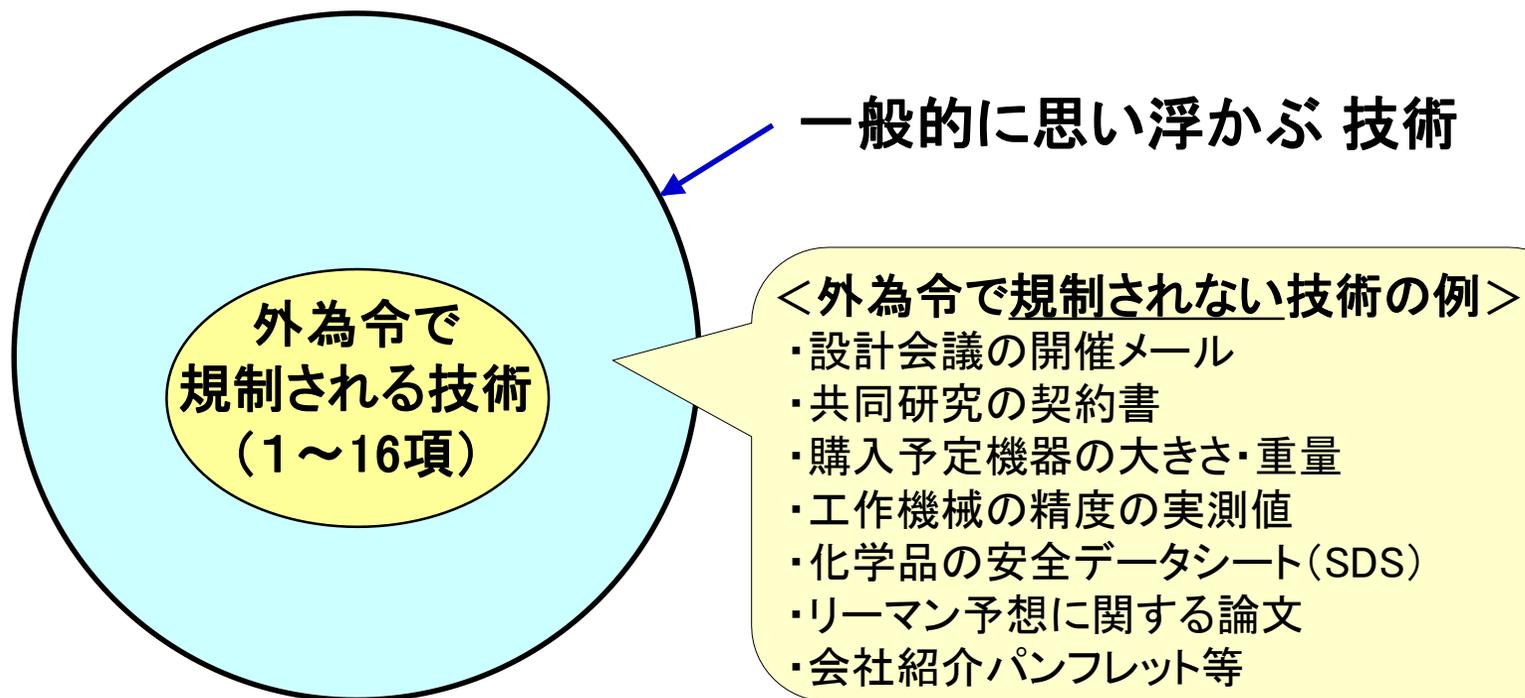


技術とは？

- **技術**とは、**貨物の設計、製造**又は**使用**に**必要な特定の情報**をいう。
この情報は、**技術データ**又は**技術支援**の形態により提供される。
- **特定技術**とは、**外為令で規制される**技術をいう。
- **係る技術**とは、貨物の設計、製造又は使用に**直接関係する技術**
- **必要な技術**とは、規制の性能レベル、特性若しくは機能に**到達し又はこれらを超えるために必要な技術**



技術とは？（役務通達）

役務通達 1 ・ （ 3 ）用語の解釈（ア～キまで）

ア	技術 とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。この情報は、技術データ又は技術支援の形態により提供される。
イ	プログラム とは、特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変更可能なものをいう。
ウ	設計 とは、設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等の一連の製造過程の前段階のすべての段階をいう。
エ	製造 とは、建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て（アセンブリ）、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程をいう。
オ	使用 とは、操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう。
カ	技術データ とは、文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるもの又はプログラムをいう。
キ	技術支援 とは、技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他の形態をとる。また、技術支援には技術データの提供も含まれる。

技術とは？（規制される技術）

原則、リスト規制に該当する貨物に関連する技術が規制対象

注意 非該当貨物の技術(はみ出し技術)でも規制されることがある。

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

すべての製造工程

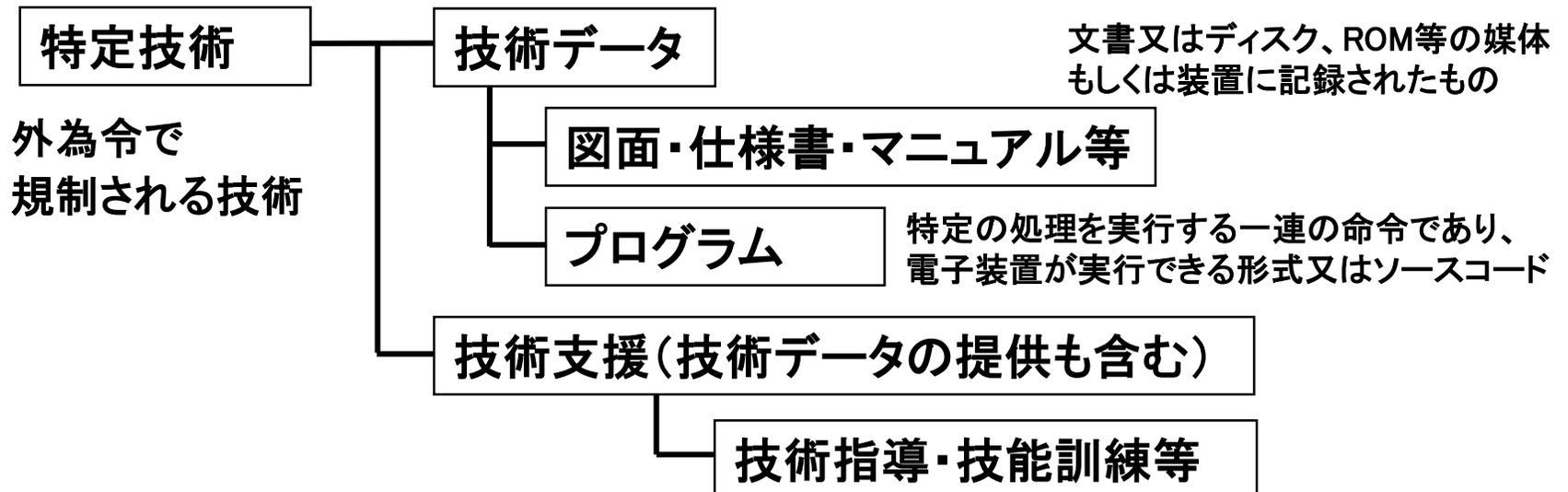
製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

設計、製造以外の段階

使用

操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項における「使用」は、設計、製造以外の段階



許可不要の技術提供(特例)

- ◆ 提供する技術がリスト規制に該当する場合、原則経済産業大臣への許可が必要となりますが、一部特例があります。

「例外規定」により許可不要の扱いは、形式上は該非判定を先行する流れ。
⇒『**公知の特例**』を満たすことが確認できれば、**該非判定を行なうことなく、技術提供しても問題ない。**

(大学・研究機関向けQ&A(特例に関する質問)で2015年に追認・公開)

(1) **公知の技術**を提供する取引(貿易外省令第9条第2項9号)

- イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に**不特定多数**の者に対して公開されている技術を提供する取引
- ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等**不特定多数**の者が入手可能な技術を提供する取引
- ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において**不特定多数**の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を**不特定多数**の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

許可不要の技術提供(特例)

その他の主な許可不要特例

- (2) 第10号: 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引
- (3) 第11号: 工業所有権の出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引
- (4) 第12号: 貨物の輸出に付随して提供される据付、操作など必要最小限の使用技術の提供
- (5) 第13号: プログラムの提供に付随して提供されるインストール、操作などのための必要最小限の使用の技術
- (6) 第14号: プログラムを提供する取引で、以下のいずれかに該当するもの
 - イ 購入に関し何ら制限を受けずに販売されるもの、又は何らの制限なく無償で提供されるもの
なお、使用に際して特別な技術支援が不要なもの(市販・無償のプログラム)
 - ロ 削除
 - ハ 貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く)と同時に提供される使用のための特別なプログラムでソースコードが提供されないもの
 - ニ 役務取引許可を受けてプログラムを提供した相手に対して、当該許可の範囲を超えない機能修正などを行うもの
 - ホ 外為令別表の2又は4から15の項に掲げるプログラムであって、既に輸出した貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のもの
 - ヘ 外為令別表の2又は4から15の項に掲げるプログラムであって、既に提供したプログラムのインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のもの

(注) 規制の内容は、最新の法令を確認して下さい。